

### 3. 既に労災保険給付を受けている場合

Q8

治療のためにいつまで通院できるのでしょうか。



A8

傷病が治ゆ（症状固定）するまで、療養（補償）等給付を受けることができます。  
なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）等年金を受けることができます。

#### 傷病（補償）等年金

関連する保険給付や支援：介護（補償）等給付、長期家族介護者援護金

##### <支給要件・支給内容>

法令で定められた傷病の程度（傷病等級）に該当し、その状態が継続している場合、傷病（補償）等年金、傷病特別支給金および傷病特別年金を支給します。

傷病等級	傷病（補償）等年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

##### <留意点>

ご本人の請求により支給するものではなく、労働基準監督署長の決定に基づき支給します。

Q9

完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償はありますか。



A9

労災保険では完治に至らなくても、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態を治ゆ（症状固定）として取り扱います。治ゆ（症状固定）の状態になった方には、以下のような保険給付や支援を行います。

- (1) 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて、障害（補償）等給付を支給します。
- (2) 特定の傷病に該当する場合、「アフターケア」として診察、保健指導、検査など一定の範囲内で必要な措置およびそれに要した通院費を支給します。

## 障害(補償)等給付

関連する保険給付や支援：介護(補償)等給付、長期家族介護者援護金、外科後処置、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

### <支給要件・内容>

工作中または通勤による負傷や疾病が治ゆ(症状固定)したとき、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金または一時金を支給します。

障害等級	障害(補償)等給付		障害特別支給金		障害特別年金		障害特別一時金	
1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分		
2級		" 277日分		320万円		" 277日分		
3級		" 245日分		300万円		" 245日分		
4級		" 213日分		264万円		" 213日分		
5級		" 184日分		225万円		" 184日分		
6級		" 156日分		192万円		" 156日分		
7級		" 131日分		159万円		" 131日分		
8級	一時金	" 503日分	65万円			算定基礎日額の503日分		
9級		" 391日分	50万円			" 391日分		
10級		" 302日分	39万円			" 302日分		
11級		" 223日分	29万円			" 223日分		
12級		" 156日分	20万円			" 156日分		
13級		" 101日分	14万円			" 101日分		
14級		" 56日分	8万円			" 56日分		

### <請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

## アフターケア(アフターケア通院費)

関連する保険給付：障害(補償)等給付

### <支給要件>

対象となる傷病(20傷病)について、傷病が治ゆ(症状固定)した後においても、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあり、健康管理手帳の交付を受けた場合

### <支給内容>

保健上の措置として、診察、保健指導・検査などを一定の範囲内で受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、診療等に要した通院費を支給します。

### <申請方法>

ご本人が、事前に健康管理手帳交付申請書を都道府県労働局へ提出してください。

# 後遺障害が残った場合の 給付の手続き

労働災害発生



療養



症状固定



事業主から請求書に  
証明を受ける

障害(補償)等給付支給請  
求書には個人番号を記入  
する必要があります

## <添付書類>

- 診断書
- レントゲン写真等
- 同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の受給を受けている場合は支給額が証明できるもの

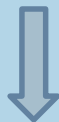
※医療機関は個人番号を取り扱うことはできませんので、診断書の作成依頼等の際に個人番号の記載された請求書を医療機関に提示したり、送付したりすることのないようご注意ください。

請求書を労働基準監督署へ提出



※症状固定及び障害等級の認定の際は、必要に応じて専門医による症状の確認を行う場合があります。

障害等級の認定



ご本人に対して、保険給付決定の通知

請求書を受理してから給付決定までの期間は**おおむね3か月**ですが、場合によっては、**3か月以上を要すること**もあります。

※障害(補償)等給付支給請求書(業務災害・**複数業務要因災害**の場合は**様式第10号**、通勤災害の場合は**様式第16号**の7)

指定された振込口座  
へ保険給付の支払

※その他、必要とする書類を提出して頂く場合があります。

Q10

重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A10

介護(補償)等給付として、介護に要した費用を一定の範囲で支給します。

## 介護(補償)等給付

関連する保険給付：障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

### <支給要件のポイント>

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金の第1または2級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にあること
- ② 民間の有料介護サービスなどや親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
- ③ 病院または診療所に入院していないこと
- ④ 介護老人保健施設などに入所していないこと

### <支給内容>

支給額は常時介護、随時介護で異なり、それぞれ以下のとおりです。

(令和3年3月1日現在。金額は変更となる場合がありますので、管轄の労働基準監督署にご確認ください。)

- 常時介護：月額 72,990～166,950円
- 随時介護：月額 36,500～83,480円

### <請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

Q11

一度治ゆ(症状固定)した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるのでしょうか。



A11

いったん治ゆ(症状固定)の状態となった傷病であっても、以下の3つの要件を全て満たす場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。

- ① 傷病の悪化の原因が当初の業務または通勤による傷病以外の原因によるものでないと認められること
- ② 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
- ③ 療養によってその症状が改善される見込みがあること

Q12

後遺障害が残り、今後車いすや義肢などの補装具が必要となった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。



A12

義肢などの補装具の購入や修理にかかった費用の支給を受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、購入や修理に要した旅費を支給します。

## 義肢等補装具の費用の支給

関連する保険給付：障害(補償)等給付

### <支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けているか、受けると見込まれ、一定の要件を満たす場合

### <支給内容>

購入(修理)に要した費用を基準額の範囲内で支給します。また、一定の要件を満たす場合は、購入(修理)に要した旅費を支給します。

なお、義肢等補装具の販売(修理)を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任することができます。この場合、国は業者へ購入(修理)に要した費用(基準に定める範囲内の金額)を支払いますので、申請者ご本人が費用を支払う必要はありません。

また、一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入(修理)することもできます。

### <申請方法>

ご本人が、事前に、都道府県労働局へ申請書を提出してください。

Q13

後遺障害の軽減や義肢の装着などのための手術や診療(外科後処置)を受けることはできますか。



A13

外科後処置を無償で行っています。また、一定の要件を満たす場合は、外科後処置に要した旅費を支給します。

## 外科後処置

関連する保険給付：障害(補償)等給付

### <支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けていて、一定の要件を満たす場合

### <支給内容>

指定医療機関において、義肢装着のための再手術、<sup>はんこん</sup> 瘢痕の軽減など、傷病が治ゆ(症状固定)した後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、処置・診療に要した旅費の支給を受けることができます。

### <申請方法>

ご本人が、事前に申請書を労働基準監督署を経由して都道府県労働局に提出してください。

## その他の支援制度について

### (1) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護

頭頸部外傷症候群等にり患<sup>ひん</sup>した方で、精神または神経に障害が残った方については、被災前の労働に従事することが困難な場合が少なくないことから、就業のための技能の習得を目的として教習等に出席するときは、教材費等の一部を支給します。

### (2) 労災はり・きゅう施術特別援護措置

頭頸部外傷症候群等にり患<sup>ひん</sup>した方については、その症状が固定した後における疼痛などを軽減する必要があるとき、原則として1年以内の期間、1か月に5回を限度として、はり・きゅう施術を自己負担なしで受けられます。

### (3) 振動障害者社会復帰援護金

振動障害により療養していた方に対し、治<sup>ゆ</sup>（症状固定）したときに、給付基礎日額の120日分（65歳未満の場合は200日分）を一時金として支給します。ただし、いずれの場合も300万円を限度としています。

### (4) 振動障害者雇用援護金

振動障害が軽快した、または治<sup>ゆ</sup>（症状固定）した労働者を振動業務以外の業務に再就労させたなどの場合に、事業主に対し、①転換援護金、②訓練・講習等経費、③指導員経費を支給します。

## 4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合

Q14

会社で行われた労働安全衛生法に基づく定期健康診断など（一次健康診断）で、検査結果に異常があった場合、再検査などを労災保険で受けることはできますか。



A14

一定の項目で異常が認められた場合には、二次健康診断等給付として、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

### 二次健康診断等給付

#### <支給要件>

労働安全衛生法に基づく直近の定期健康診断などで、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合

#### <支給内容>

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院などで、1年度内に1回、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

#### <請求方法>

ご本人が、一次健康診断を受けた日から3か月以内に、健診給付病院等を経由して都道府県労働局長に請求書を提出してください。